

粉体工学研究講習会会計内規

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

この内規は、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）における粉体工学研究講習会開催における会計に関する必要な事項を定めるものである。

2. 講演料

会計規程により講演料を支給する。

3. 原稿料

市販本又は既刊の資料等からの抜粋コピーに対しては、原稿料は支払わない。

4. 旅費

会計規程により旅費を支給する

5. その他

手伝いの謝礼は会計規程により支給する。

(附則)

この内規は、理事会の承認を得て、平成31年2月16日から発効する。

(付記)

平成31年2月16日制定（理事会承認）